

店頭回収等の活用による収集ルートの多様化について

1. 背景

小売事業者による店頭回収は、容器包装リサイクル法が成立する平成7年前後に、事業者が自主的に行い始めた取組であり、住民の意識向上や環境教育の観点からは有益なものであると認識されている。

店頭回収については、小売事業者を中心に自主的に取り組まれており、大手スーパー業界からはこの取組を継続・拡大したいとの声がある。また、基本的に小売店の営業時間内にいつでも持ち込むことができるため、排出方法の多様化が確保され、分別収集の促進に寄与するとともに、小売店を中心とした環境教育の推進及び地域コミュニティの活性化も期待されている。

また、集団回収についても、行政回収コストの削減と、自治会等による活動の活性化を通じた環境教育・普及啓発が同時に行えることから、回収物の性状や取引の実状によっては行政が回収する必要があることを念頭に置きつつ、各自治体の判断で取り組まれている。

2. 論点

- 自治体による収集だけでなく、店頭回収、集団回収など収集ルートの多様化を促進していくべきではないか。
- 店頭回収については、小売事業者が更なる環境負荷低減のために自主的に取組を行っているところ、効率的・効果的な分別排出・回収・リサイクルに資する役割として、これを積極的に評価するべきではないか。その上で、取組を促進するために、関係法令の運用の整理を含め、どのような方策が考えられるか。また、リサイクルルートにどのように位置付けるべきか。

- ・店頭回収の回収量については、日本チェーンストア協会の会員企業における回収量の合計値によれば、1万6000t（平成24年度）となっている。集団回収の回収量については、263万5000t（平成24年度）。
- ・店頭回収の取組のさらなる促進のため、コンビニエンスストアでの取組の拡大や店頭回収を行う事業者の法令面も含めた事業環境の整理に関する検討が、環境省のモデル事業等で進められている。